

キャップ&トレード制度と地球温暖化対策報告書制度について (制度概要と改正の方向性)

東京都キャップ&トレード制度
第6回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」
令和5年4月28日(金曜日) 14:00~17:00
オンライン会議

<第6回検討会における検討事項>

- 第5回検討会までの検討事項について整理し、継続して検討が必要な事項について、検討を行う。

<第6回検討会の構成>

- | | | |
|------------------------|---|-----------|
| 1. 2030年度に向けた都の方向性 | } | 本資料にて説明 |
| 2. 各制度の概要とこれまでの成果 | | |
| 3. 2025年度以降の各制度の改正の方向性 | | |
| 4. 各制度の具体的な改正点 | } | 資料4～6にて説明 |

<今後のスケジュール（2023年5月以降）>

- パブリックコメントの実施
 - 令和5年度第1回優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会（トップレベル事業所認定制度に関してパブリックコメントに寄せられた意見を踏まえた制度改正の内容の確認等）
 - 第7回専門的事項等検討会（パブリックコメントに寄せられた意見等）
- 第四計画期間の制度についてとりまとめ、決定事項の公表（条例改正が必要な事項は環境確保条例の改正手続きへ）

- 1. 2030年度に向けた都の方向性**
2. 各制度の概要とこれまでの成果
3. 2025年度以降の各制度の改正の方向性

1. 2030年度に向けた都の方向性

(1) 東京が果たすべき役割と目指す都市の姿

<東京が果たすべき役割>

- 2050年のゼロエミッションの実現とその実現の鍵を握る2030年までに、都内温室効果ガス排出量を50%削減するカーボンハーフを達成するため、あらゆる分野の取組を大胆に強化し、国際的なリーダーシップを発揮していくべき。
- 生物多様性を回復し、より良質な都市環境の実現に取り組むことに加え、持続可能な消費・生産を実現して、東京から消費と生産のあり方を変革していく必要がある。

<東京が目指す都市の姿>

深刻化する気候危機・生物多様性の損失や感染症、エネルギー危機を克服
サステナブル・リカバリーにより、50年、100年先も豊かで持続可能な都市を創造

「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安心・安全、快適な

「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指す

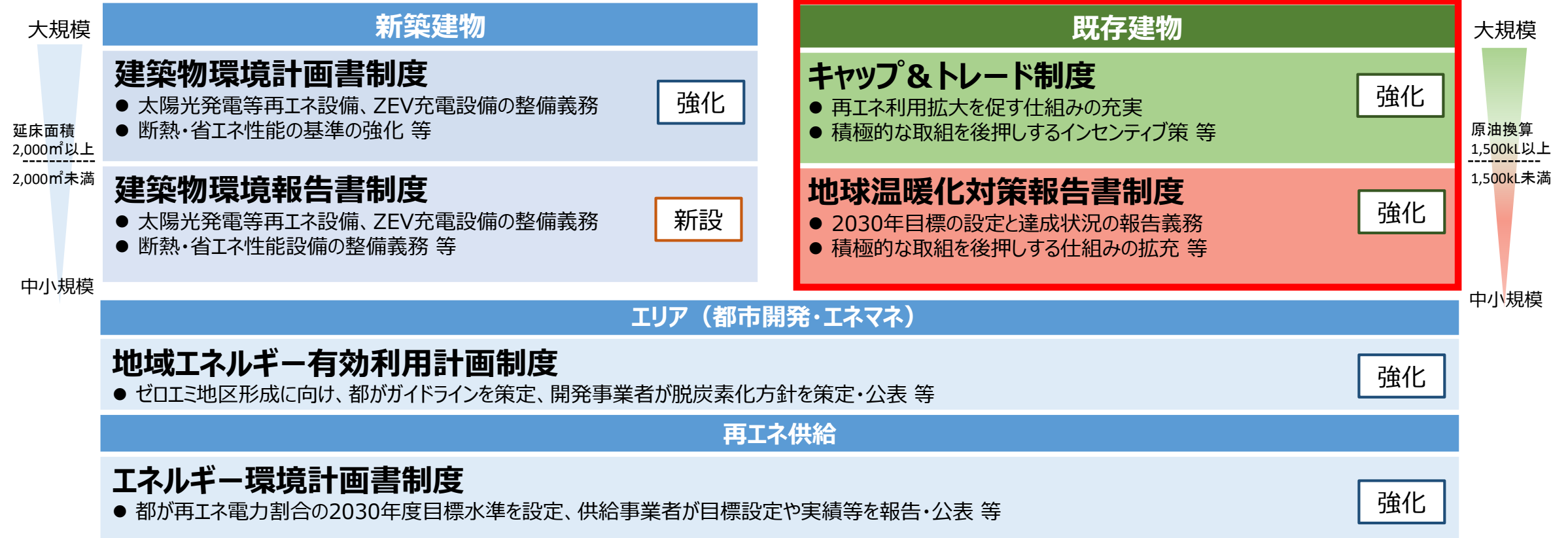
- Global, Green & Resilient City - create a brighter future for all -

1. 2030年度に向けた都の方向性

(2) カーボンハーフに向けた制度強化・拡充の方向性

- 東京都内のCO₂排出量の約7割が建物でのエネルギー使用に起因している。
- 2030年カーボンハーフに向けて、東京の地域特性を踏まえ、建築物の断熱・省エネ性能の強化と再生可能エネルギーの導入、都市開発における面的なエネルギーマネジメント、利用エネルギーの脱炭素化の促進などあらゆる制度の強化を図る。

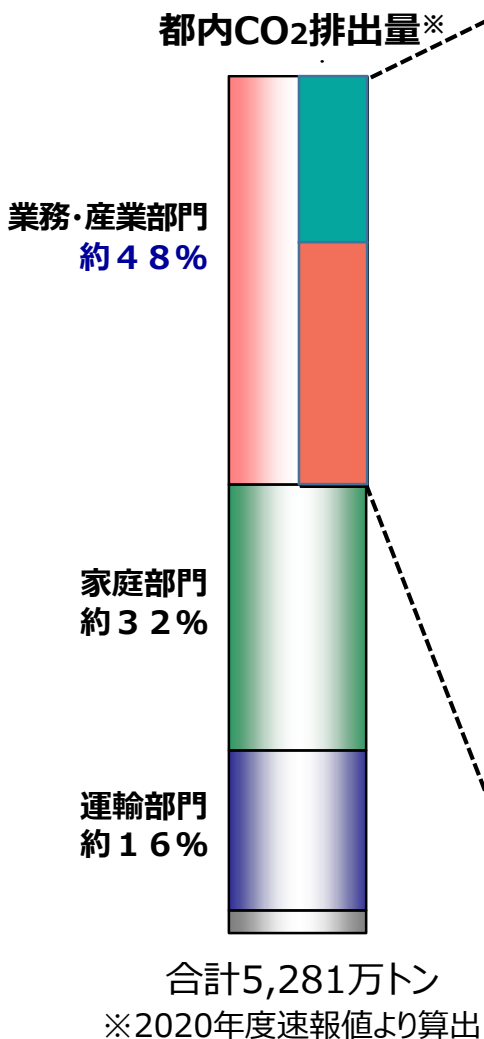
本検討会の検討範囲(削減義務率等専門的・技術的事項に係る部分)



1. 2030年度に向けた都の方向性
- 2. 各制度の概要とこれまでの成果**
3. 2025年度以降の各制度の改正の方向性

2. 各制度の概要とこれまでの成果

(1) 各制度の対象範囲



キャップ&トレード制度 (約40%)

- 都内の大規模事業所（原油換算エネルギー使用量1,500kl以上、約1,200事業所）に対して、前年度のCO₂排出量、温暖化対策実施状況などの報告及び排出量削減の義務を課す制度

指定地球温暖化対策事業所 (約39%)

- 都内の原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の事業所は、地球温暖化対策計画書を提出
- 3か年連続原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上となった事業所は、基準排出量を設定し、排出量削減の義務が課せられる。

トップレベル事業所 (約3%)

- 指定地球温暖化対策事業所のうち、体制・設備・運用の取組が特に優良な事業所をトップレベル事業所として認定
- 認定事業所では、削減義務率が1/2（準トップレベルは3/4）に減少（第三計画期間まで）
- 総認定事業所数：115事業所（平成22～令和4年度）

指定相当地球温暖化対策事業所 (約1%)

- 中小企業等の所有割合が1/2以上の事業所
- 削減義務の対象外だが、大規模事業所として対策を推進し、地球温暖化対策計画書を提出・公表

地球温暖化対策報告書制度 (約60%)

- 都内の中小規模事業所（原油換算エネルギー使用量1,500kl未満）に対して、前年度のCO₂排出量、温暖化対策実施状況などの報告を求める制度（点線箇所が制度対象範囲）

義務提出事業者 (約22%)

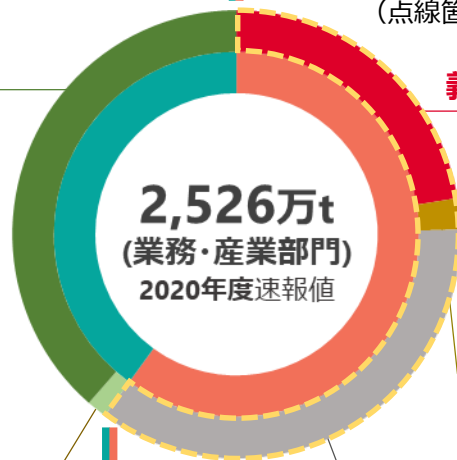
- 都内に設置する複数の事業所を合算して、原油換算エネルギー使用量の合計が年間3,000kl以上の事業者は報告書の提出・公表の義務あり
- 義務提出事業者の約7割が株式会社（うち57%が上場株式会社）、約2割が行政機関

任意提出事業者 (約2%)

- 義務提出事業者以外の温室効果ガス排出事業者も、義務者と同様に報告書を提出することができる。

その他 (約35%)

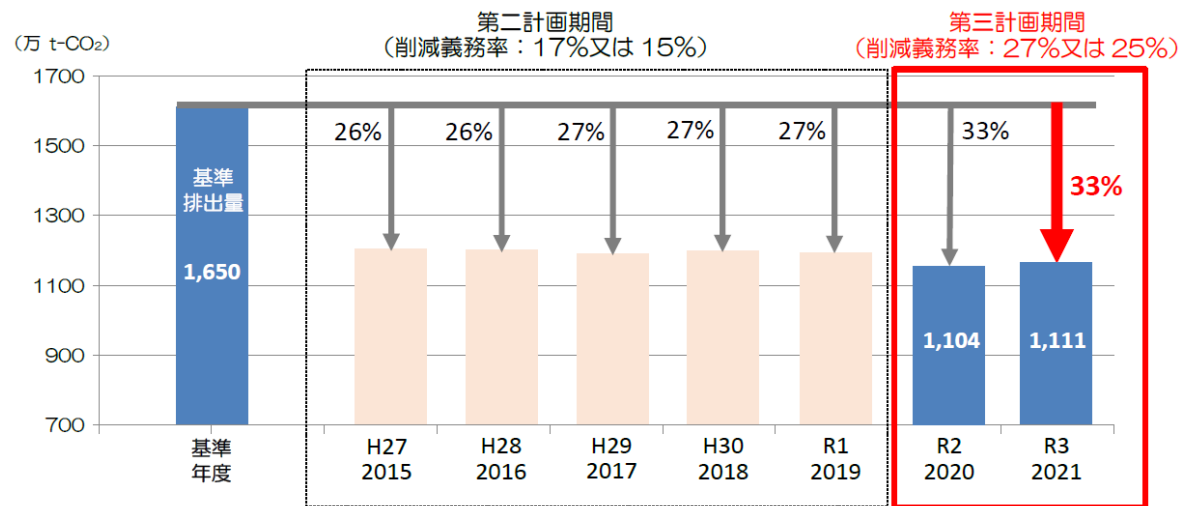
- その他は約60万事業所であり、その多くがCO₂排出量が小さい事業所



2. 各制度の概要とこれまでの成果

(2) 各制度のこれまでの成果

キャップ&トレード制度

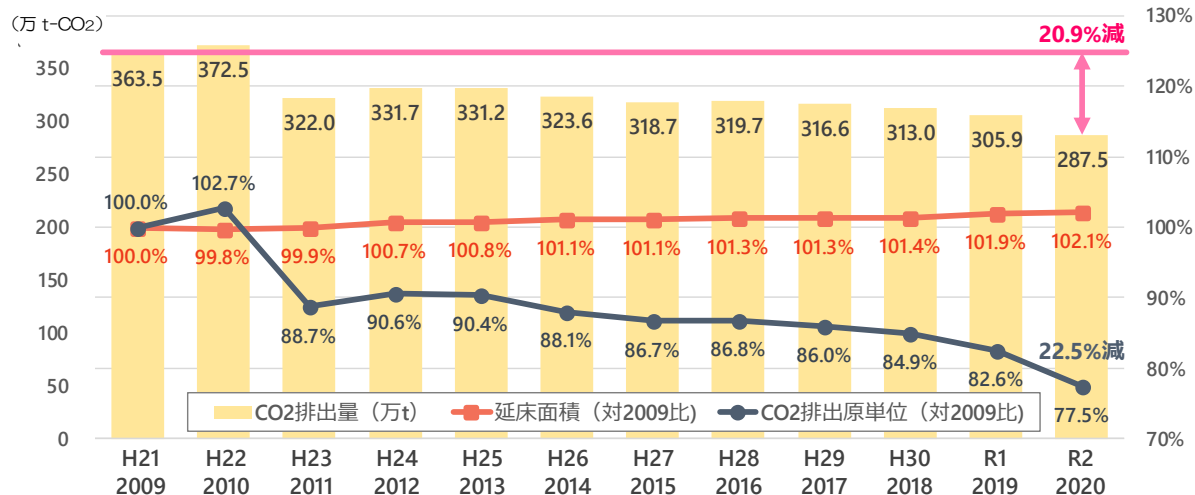


※ 令和5(2023)年2月6日時点の集計値
(電気等の排出係数は固定値(第二、第三計画期間: 0.489 t-CO₂/千kWh)で算定)

【第二計画期間及び第三計画期間の排出量削減状況】

- 2021年度の対象事業所の排出量は合計1,111万トンで、省エネ対策の進展及び低炭素電力・熱の利用により、基準排出量から**33%削減**
- 第三計画期間(2020年度~2024年度)において、2021年度実績から排出量が一定と仮定した場合、約77%の事業所が自らの削減対策等により義務履行できる見通し

地球温暖化対策報告書制度



※ 12年連続提出中小規模事業所(14,916所)を対象
(電気等の排出係数はキャップ&トレード制度の固定値(第二、第三計画期間: 0.489 t-CO₂/千kWh)で算定)

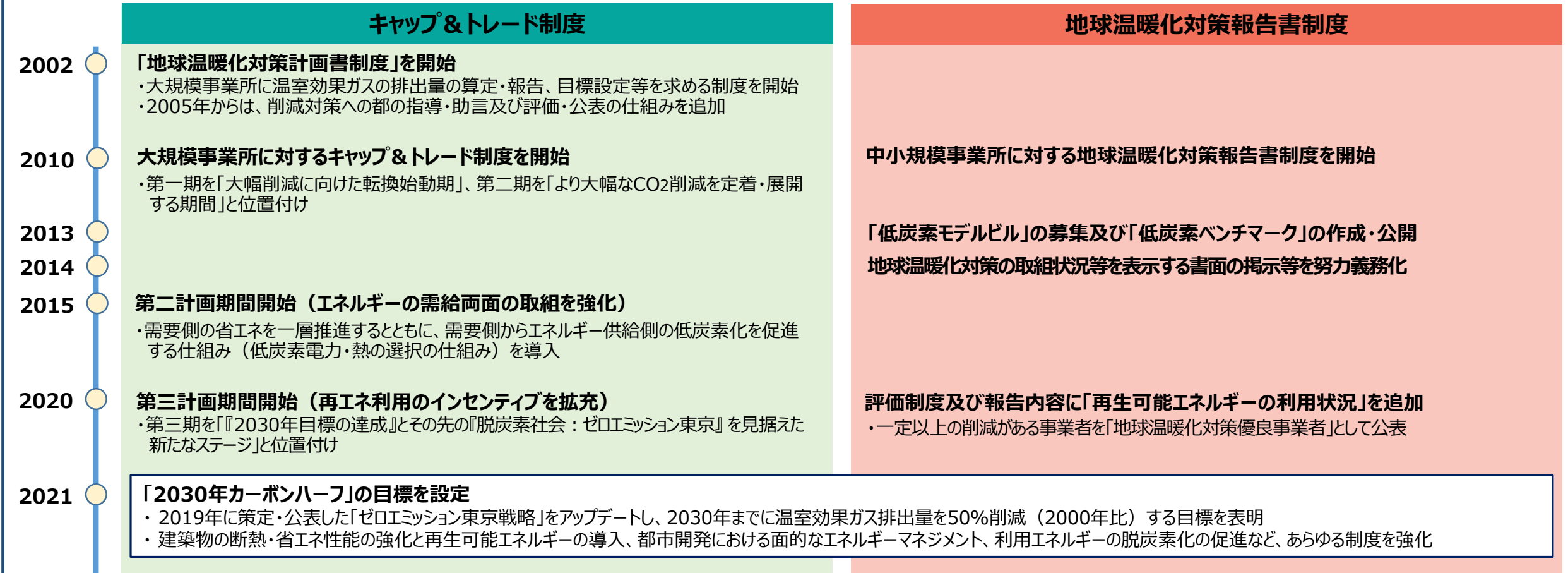
【CO2排出量及びCO2排出原単位の推移】

- 制度開始以来、12年間、継続的に報告書を提出した義務提出事業所は、**14,916所**
- 当該事業所において、2020年度のCO2排出量は2009年度から**20.9%減**
- また、当該事業所における延床面積は、微増しているが、省エネの取組により、延床面積当たりのCO2排出量(原単位)2009年度から**22.5%減**

1. 2030年度に向けた都の方向性
2. 各制度の概要とこれまでの成果
- 3. 2025年度以降の各制度の改正の方向性**

3. 2025年度以降の各制度の改正の方向性

(1) これまでの経緯と2025年度以降の制度のあり方・方向性



【2025年度以降の制度のあり方・方向性】

「2030年カーボンハーフ」達成に向けて、事業者の「省エネの更なる深掘り」及び「再エネ利用拡大」を促進する制度への改正が必要

3. 2025年度以降の各制度の改正の方向性

(2) キャップ&トレード制度の強化の方向性

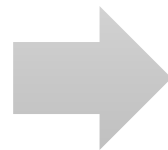
● 第四計画期間の制度のあり方・方向性

「2030年カーボンハーフ」達成に向けて、事業者の「省エネの更なる深掘り」及び「再エネ利用拡大」を促進する制度への改正が必要



● 制度対象事業所の近年の動向

- グローバルな観点を踏まえた脱炭素対策を重視する企業が増加
- 再エネ利用を進める企業の増加や、再エネ電気の調達手法の多様化
 - ・ 対象事業所における再エネ100%電気等の利用を目指す取組が拡大
 - ・ 入居テナント向けに再エネ100%電気を供給する動きも出現
 - ・ 脱炭素エネルギーを志向する企業の増加に伴い、調達手法が多様化
- 建物の環境性能や再エネ供給・利用状況等を重視するテナント、投資家、取引先等の増加



【制度強化の方向性】

対象事業所の対策を更に底上げする方策

- ・ 2030年カーボンハーフを見据えた削減義務率の設定 など

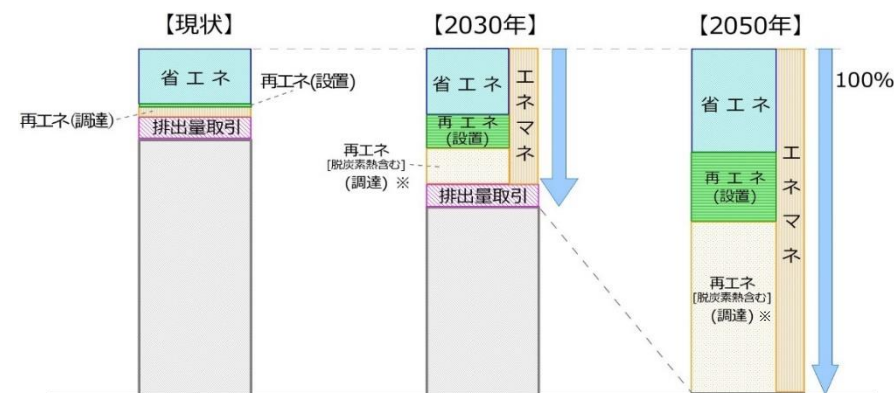
再エネ利用を更に進める方策

- ・ 再エネ利用に係る目標設定・取組状況等の報告・公表
- ・ 事業所の動向や調達手法の多様化等を踏まえた再エネの取扱い

積極的な取組を後押しするインセンティブ策

- ・ カーボンハーフビル（仮称）を早期に実現した事業所へのインセンティブ
- ・ ファイナンス上での評価向上に向けた取組、新たな負担軽減策

«2030年に向けた既存建物（大規模）の取組イメージ»



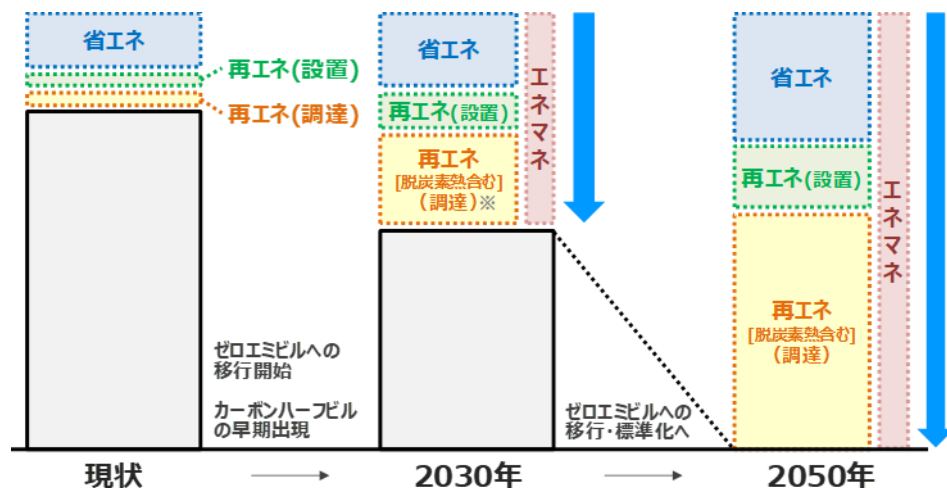
※ 2030年に向けては、太陽光・風力などの脱炭素技術が確立し 市場で入手可能な「電力」から

3. 2025年度以降の各制度の改正の方向性

(3) 地球温暖化対策報告書制度の強化の方向性

ゼロエミッション化に向け、省エネ・再エネに関する**達成水準の提示**や、**再エネ利用を希望する事業所を後押しする仕組みを検討**するなど、**更なる省エネの深掘りや再エネ利用拡大に向け、現行制度を強化**

「2030年に向けた既存建物（中小規模）の取組イメージ」



● 目標となる達成水準の提示と報告書による達成状況の報告

現在の報告書では、目標設定は事業者・事業所ともに任意の項目で、対象も1年分のみ

東京都：2030年に向けて省エネ・再エネに関する事業所及び事業者としての目標となる達成水準を提示

事業者：東京都が示した水準の達成に向けて推進計画を策定し、達成状況について毎年、報告・公表

● 再エネ利用に関する報告書の拡充

現在の報告書では、再エネ利用に関する具体的な項目がない

再エネ利用に関する報告項目と公表内容を拡充

- ✓ 再エネ導入に意欲的な事業者を適正に評価できるよう制度強化
- ✓ 情報開示等を推進する事業者等を後押しするとともに、更なる再エネ利用拡大のインセンティブとする

● 積極的な取組を後押しするインセンティブ策

東京都と事業者による公表内容等を拡充

- ✓ 事業者が、脱炭素への取組状況をサプライチェーンや金融機関等が把握しやすく公表することで事業者の企業評価の向上につなげる
- ✓ 東京都が、報告書をもとに脱炭素の取組・進捗状況等を第三者に公表するオープンデータ化等を実施

* 経営や事業運営等に影響を及ぼすため非公表を特に希望する事業者に対しては一定の配慮を行う。